

<空の安全・安心を！整理解雇四要件を守れ！> 2018.7.7

JAL闘争を支える京都の会News No. 60

京都市東山区今熊野南日吉町 17 FAX : 075-531-3856 E-mail : komai123@kfa.biglobe.ne.jp

JAL不当解雇撤回闘争の現状について

日頃のJAL 不当解雇撤回闘争への御支援に謝申し上げます。JAL 争議に関しては、解雇の過程で被解雇者の各労組の争議権投票に対して日本航空が行った支配介入が最高裁で不当労働行為であると決定されたこと、ILCから意義ある交渉を行うように求められていることなどを日本航空経営に突きつけ、さまざまな運動を展開しながら解雇争議解決にむけて交渉を開始するよう求めてきました。

こうした中で5月14日、日本航空は2020年就航の格安航空会社設立と労務方針の変更に関する説明を各労組に行い、新会社設立に伴い解雇問題解決に向けて一歩踏み出す、そして話し合いの場を設定すると発言しました。窓口が開いたこと自体はこれまでの運動の成果であると言えます。説明では、経営破綻時の希望退職者等のJAL グループ内への再就職禁止措置を撤廃する、その方たちと被解雇者を、新会社とJAL グループで経験者を募集する場合にその応募の対象とするというものです。

しかし、今までに2回の特別協議が行われましたが、現時点では「被解雇者を優先的に雇用することは考えていない」「解決金の支払いには応じられない」という対応です。争議団の要求は統一要求（希望者全員の職場復帰、希望退職者などの再雇用、解決金、労使関係正常化と安全運航）です。争議団の納得のいく解決実現に向け、当面は協議を注視していきますので、引き続きご支援をお願いいたします。なお、抗議行動の自粛要請が組合よりきていますので、7月の抗議行動・宣伝行動はありません。7月18日夜の四条烏丸でのJAL闘争京都支援共闘会議主催の宣伝行動も中止です。



JAL客乗原告団 鈴木圭子さんを招いての JAL闘争を支える京都の会・交流会 開かれる



6月26日、京都市内でJAL客乗原告団の鈴木圭子さんを招いての「JAL闘争を支える京都の会・交流会」が開かれました。交流会では南会長の挨拶のあと、JAL客乗原告団の鈴木圭子さんにこの間の状況報告をしていただきました。そして参加者一人一人から意見を出していただきました。出された意見は「状況が動き出したことは評価できる。」「いつまでも闘い続けるぞというかまえが必要。」「状況が進まなければ8月か9月から抗議宣伝行動を再開しては。」などです。